

令和3年3月24日

阪南市議会議長 中谷清豪 様

阪南市 議会改革推進検討会座長 座長 中村秀人  
会員 浅井妙子  
会員 大脇健五  
会員 上甲誠  
会員 角野信和  
会員 福田雅之

令和2年度 議会改革推進検討会 答申

令和2年7月21日に、議長から諮問のありました議会改革の推進のための事項について、以下のとおり答申します。

### 1. 議会のペーパーレス化、ICT化

議会のペーパーレス化、ICT化については、議会等へのタブレット端末の導入、Wi-Fi環境およびOA機器の整備により、一定の成果が出たものとする。

### 2. 議会役員構成任期

議員の体験機会確保のため、現状の1年任期のままとする。少数意見では広域事務議会などでの安定性や議会改革を進めるうえでの2年任期がある。

なお、議会改革などの意志を明確にした所信表明を伴う役員選挙の必要性、および再任については検討の余地がある。

また、このような案件について当会作業部会のように議員間の自由討議のできる場の確保に努められたい。

### 3. 議員報酬

議員報酬については市民の客観的な意見が必要であり、阪南市特別職給料等審議会の開催が必要である。今後の改定については、それら客観的な意見も十分に考慮するものとする。

《議論の内容》

議会基本条例における議員報酬について以下の議論が行われている。

- (1) 議員の定数及び議員報酬の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに他市の状況等を総合的に検討し、決定するものとする。
- (2) 議員報酬の改正に当たっては阪南市特別職給料等審議会等、市民の客観的な意見も十分に考慮するものとする。

(3) 阪南市議会議員定数条例（平成14年9月30日条例第24号）又は阪南市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年10月20日条例第26号）を改正する条例案を議員が提出する場合は、前2項の規定を踏まえた明確な改正理由を付さなければならない。

4. 議会基本条例

現在、審議中でまだ答申まで至っていない。

5. その他

該当項目なし

なお、議会基本条例の検討をはじめ、答申まで至らない課題が残されているため、任期中の継続した協議を求めます。